

ペット共存型都市環境に関する課題の検討

大同工業大学大学院 学生員 ○赤塚 健人
 大同工業大学工学部 正会員 嶋田 喜昭
 大同工業大学工学部 正会員 舟渡 悦夫

1. はじめに

図-1に示すように03年以降、わが国の犬猫飼育数は幼年人口(15歳未満)を上回っている。ペットを介した地域コミュニティが見られる一方で、鳴き声・臭い・不衛生等、周囲への迷惑や苦情等の問題も発生している。

本研究では、わが国のペット飼育事情について整理するとともに、予備調査¹⁾を踏まえ名古屋市等の住民を対象に実施した意識調査から、ペット飼育を考慮した都市環境整備の課題を検討するものである。なお、ペットの中でも散歩等の行為を伴う「犬の飼育」を中心とする。

2. ペット飼育事情

家庭でのペット飼育に関する基本的な法律として、「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護法)がある。この法律では、飼育及び保管に関して、家庭動物の健康と安全を確保するとともに動物による人への危害や迷惑を防止するための基準が定められている。愛護動物をみだりに殺傷・虐待した場合や、遺棄した場合の罰則はあるが、飼育と保管規定に違反した場合の罰則は無い。そこで、各自治体では飼育の責務に関して条例を定め、罰則を設けている場合が多い。

また、公害苦情調査結果報告書によるとペットに関する公害苦情の多くは、騒音、悪臭の順に多くなっており、最も多かった04年度では、99年度から比べるとほぼ2倍に増加している。

表-1はわが国よりペット飼育率の高い欧州諸国のペット飼育環境を示す。欧州諸国では、ペット飼育のためのルール化や都市整備等が進んでいる。都市内に犬のフン処理施設が整備されたり、ペット同伴での各種施設や公共交通機関等の利用もしやすい環境にある。

3. 住民意識調査・分析

(1) 調査概要

2007年12月に、名古屋市16区と北名古屋市の住民を対象としてペット飼育を考慮した都市環境整備に関する意識調査を行った。各区・市の中心主要駅付近の世帯に無作為に調査票を配布し、郵送回収した。名古屋市各区約100世帯、北名古屋市約200世帯、計1888世帯に配布し、294世帯から285票の有効票を得た。有効回収率は15%であった。なお、回答者属性は表-2に示すとおりである。

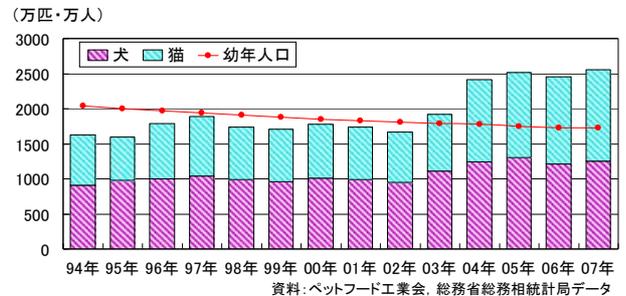


図-1 犬猫飼育状況と幼年人口の推移

表-1 欧州諸国のペット飼育環境

	飼育上の制限(法令内容など)	公共交通機関のペット乗車条件	都市施設の整備
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 1911年「動物保護法」制定 ペットショップでの販売禁止 犬の糞処理に対する罰金 	地下鉄:小型犬はリードとマスクで乗車可能 バス:大型犬、小型犬ともに無料で乗車可能	街路上や公園内に犬の糞専用ゴミ箱や始末用袋を設置 動物保護施設
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 小犬、子猫の販売禁止 犬の糞処理に対する罰金 1850年「グラモン法」によって動物虐待罪が規定 	TGV:リードとマスクで乗車可能 バス:小型犬のみゲージに入れて乗車可能	
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 犬税(70~140ユーロ/年) しつけや運動などに対する法的義務 1972年「動物保護法」施行 	ミュンヘン交通: 大型犬はリードとマスクで乗車可能	

表-2 回答者属性

項目	属性	票数	比率	項目	属性	票数	比率
性別	男性	114	40%	居住形状	一戸建	221	78%
	女性	171	60%		マンション・アパート	60	21%
年齢	10代・20代	20	7%	その他	3	1%	
	30代	39	14%	5年未満	65	23%	
	40代	50	18%	5~10年	33	12%	
	50代	72	25%	10~20年	54	19%	
	60代	48	17%	20年以上	131	46%	
	70代以上	56	20%	1人暮らし	33	12%	
	会社員	59	21%	2人世帯	81	29%	
自営業	28	10%	3人以上世帯	169	60%		
職業	パート	45	16%	大好き	97	34%	
	主婦	82	29%	どちらかという好きの方	132	46%	
	学生	10	4%	嫌いの方	46	16%	
	無職	35	12%	嫌い	9	3%	
	その他	24	8%				

表-3 飼育状況

属性	票数	比率	項目	属性	票数	比率
飼育者	68	24%	犬の飼育場所	屋外	10	15%
				屋内	44	66%
				両方	13	19%
			犬の種類	大型犬	8	11%
				中型犬	32	46%
				小型犬	30	43%
過去の飼育経験	211	76%	飼育経験有り	125	52%	
			飼育経験無し	76	32%	
			客家での飼育経験有り	40	17%	
			飼ってみたいと思う	47	21%	
将来の飼育について	211	76%	飼ってみたいが無理だと思ふ	71	32%	
			飼いたくないと思わない	90	40%	

キーワード ペット飼育, 意識調査, 都市施設整備

連絡先 〒457-8532 愛知県名古屋市南区白水町40 大同工業大学工学部都市環境デザイン科 TEL052-612-5571

(2) 犬の飼育状況

表-3 に示すように、回答者のうち犬飼育者は、全体の24%である。これはペットフード工業会が実施している犬猫飼育率全国調査とほぼ同様の結果である。

散歩の時間帯については、日中に行う人が77%、夜では22%となっている。また、排泄場所に関しては、「散歩中」が52%、「家と散歩中の両方」が40%となっている。さらに、排泄物の処理方法に関しては、「可燃ごみとして処理する」が62%、「トイレに流す」が33%となっている。

(3) 犬飼育専用・関連施設の必要性について

公園内への、ペット専用トイレやフン始末用ゴミ箱、ペット散歩道等といった、犬飼育専用・関連施設の必要性に関して、図-2 に示す回答を得た。「フン始末用ゴミ箱」は、絶対必要・どちらかといえば必要を合わせた必要派と、あまり必要でない・まったく必要ないを合わせた不必要派の割合はほぼ等しいが、「ペット専用トイレ」、「ペット専用広場」、および「ペット散歩道」の整備に関して賛成派の割合が高い。

(4) 犬飼育に対する政策の必要性について

犬飼育に対する政策の必要性について、図-3 に示す回答を得た。「フン放置に対する罰則の強化」と「リード使用の義務化」については、どちらも絶対に必要であるという意見が約7割であり、必要派で見ると、どちらも100%に近い数値となっている。その他では、「飼い主への責任教育」と「公園利用のルール化」の必要派が約9割である。「犬登録制から免許制への移行」と「マスク使用の義務化」、および「犬税の導入」に関しては必要派の割合が約4割となっているが、どちらでもないという意見も約3割と多くなっている。

(5) 犬飼育専用・関連施設への公的資金導入について

街路や公園における犬飼育専用・関連施設への公的資金の導入に関する意識について、図-4 に示す回答を得た。すべての項目に対し最も多いのが「飼育者で負担すべき」という受益者負担の考えである。整備に関しては、やや維持管理より税金を使用してもよいとする意見が多くなっている。

4. おわりに

公園内への「ペット専用広場」や「専用トイレ」の整備については半数が賛成派だが、それら整備等に対する公的資金の導入に関しては、飼育者で負担すべきという意見が多数を占め、税金の使用は合意が得られにくいといえる。また、「公園利用のルール化」や「飼い主への責任教育」、「リードの義務化」などの必要派の割合が8割を超えることから、犬飼育専用・関連施設の整備より、飼育者に対する教育や公的施設利用のルール化を進める方が先行課題といえる。

参考文献

1) 伊藤・嶋田・舟渡：ペット飼育を考慮した都市環境に関する基礎的研究，土木計画学研究・講演集 vol.36, 2007

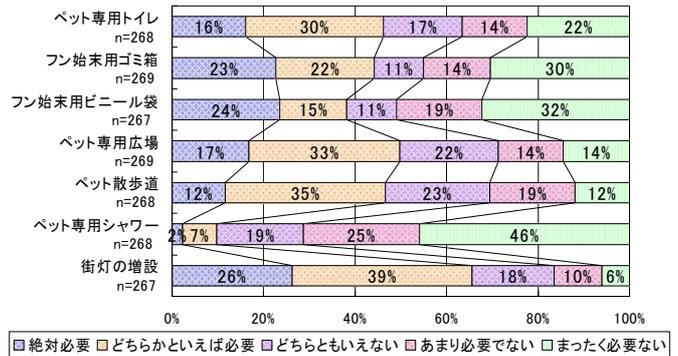


図-2 公園内への犬飼育専用・関連施設の必要性

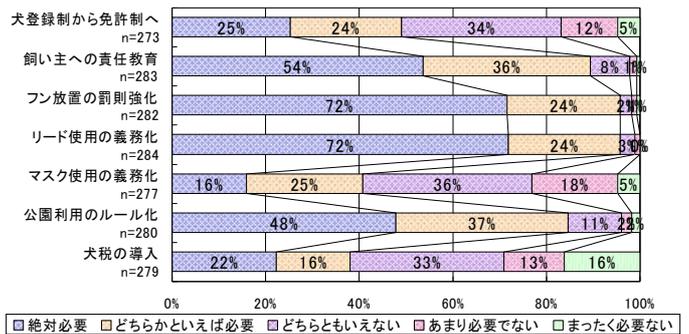


図-3 犬飼育に対する政策の必要性

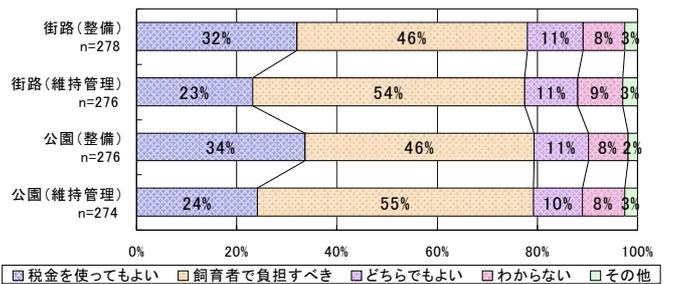


図-4 犬飼育専用・関連施設に対する公的資金導入